

議案第 20 号 債権の放棄について（福祉局関係）の概要

債務者が誤った請求により本市から受領した国民健康保険法に基づく療養費の返還に係る債権を放棄するもの

件数：1 件

放棄する債権の額：金 400,108 円及びこれに対する遅延損害金

放棄する理由：債務者が死亡し法定相続人の存否又は所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため